

岩嶺寺・芦嶺寺の争論とその歴史的要因

米原 寛*

はじめに

「立山信仰とは」というテーマに迫る調査研究は、近年、芦嶺寺を中心とする研究から、山岳信仰史・宗教民俗史はもとより加賀藩の政治史・社会史・経済史・交通史など多視角的に進められるようになってきた。

こうした研究の流れの中で、「近世」という時代のはざままで悩み、揺れ動く岩嶺寺・芦嶺寺の拮抗は多くの研究者に気づかれながら、しかし、対立・論争の事実関係の整理に止まっているような気がする。両嶺の対立・論争の様子については、これまでに、広瀬誠氏が『越中立山古記録』第1巻の巻末で「立山信仰をめぐる一立山古記録の史的背景」のなかで、

「岩嶺・芦嶺の佐伯民」・「岩嶺寺の立山支配と出開帳」・「岩嶺と芦嶺、その幽と顯」・「岩嶺・芦嶺両寺の争い」・「岩嶺寺の他国進出と芦嶺寺の対応」・「岩嶺寺の廷威利用と藩の処置」・「温泉新道の開鑿と芦嶺寺の対応」などのテーマで解説された他、福江充氏の論考『立山信仰と立山曼荼羅』の立山衆徒の勧進活動の論述のなかで、両嶺の争論を取り上げられている¹⁾。

本稿は、争点を整理し、近世における岩嶺寺・芦嶺寺の拮抗・対立の動向の背景にどのような近世以前の歴史的要因が存在しているのかという視点から検討してみることとしたい。

1 岩嶺寺と芦嶺寺の争論点

1.1 宝永六年～正徳元年の争論

宝永六年から正徳元年（1709～1711）にかけて表面化した岩嶺寺と芦嶺寺の争論は、正徳元年11月26日付けで加賀藩の公事場において一応の裁決をみた²⁾。

右ハ宝永六年より正徳元年迄、両寺争論仕候節、公事場より落着被仰渡、則芦嶺寺方より差上申候御請書、留置申候

この裁決に対して芦嶺寺は次のような請書を提出した。

- ①立山参詣之義、指留申間敷候、芦嶺寺ニ一宿いたす参詣人、岩嶺寺別当江無断参詣為仕間敷、勿論納経書等芦嶺寺より相渡義一円仕間敷候
- ②芦嶺寺ニ一宿仕候参詣人荷物持雇之義ハ相对ヲ以可仕候
- ③御戸銭・室堂入銭之義者、少歳私共方江取申間敷候、

- ④惣而参詣人之儀ニ付、何角ト参銭等之儀ニ付指引仕間敷候

- ⑤六月十二日より十五日迄、於芦嶺寺ニ開山祭礼之義、先規之通被為仰付被下候

尤祭礼時分、岩嶺寺より持参之供物等不足之儀、私共より貪着仕間敷候

- ⑥祭礼之砌、座列之義、前々之通りニ仕、社人之下ニ岩嶺寺差置申間敷候、

- ⑦立山江納申諸国廻国六十六部之経等、芦嶺寺ニ而は貪着仕間敷候

- ⑧向後立山之儀、別当岩嶺寺次第ニ仕、芦嶺寺より貪着仕間敷候、

- ⑨他国他領江罷越、芦嶺寺は立山之本寺別当等と申ひろめ間敷候、

これらの争点及び公事場の判決をみると、①から④

* 富山県 [立山博物館]

は、参詣者の立山登拝に関する岩嶺寺の権利、⑦は、廻国六十六部納経帳に関する岩嶺寺の権利、⑧は、岩嶺寺を「別当岩嶺寺」と呼称すること、⑨は、芦峯寺の他国他領の配札活動の権利、⑤・⑥は、芦峯寺の6月12日より15日に行われる開山祭礼は、先例のとおりであること等に関してである。正徳元年の裁決にみると、岩嶺寺は、参詣者の立山登拝・廻国六十六部納経帳に関する権利、岩嶺寺の呼称に「別当」の称号を付すことによる権威を有していたことがわかる。こうした岩嶺寺の権利は、芦峯寺においても「私共より貧着仕間敷候」と答えている。

一方、芦峯寺については、開山祭礼に岩嶺寺も参加すること、および、⑨から芦峯寺の「他国他領江罷越」即ち他国廻配札については、芦峯寺の既得権とされた。但し「立山本地別当」の呼称を使用しないことが条件であった。

即ち、岩嶺寺は峯本社立山大権現の「別当」という格式と、立山参詣者の立山登拝及び廻国六十六部納経帳に関する権利に有し、以後近世における立山信仰の中核と自認していた。時にこの特権を侵す芦峯寺に対して執拗に藩に改善・廃止・撤回などを要求して訴訟を起こし、結果、概ね岩嶺寺の勝訴に終わっている。

なお後日、芦峯寺は、文化9年(1812)11月の芦峯寺の嘆願書³¹⁾で、この宝永6年から正徳元年にかけての争論について、「芦峯寺儀ハ先達而申上候通、境内殊ニ開山地ニ居住仕候故、重立候様ニ奉存候而、私共先祖権強ク、一山之物成悉ク恣ニ仕、岩嶺寺不成立様ニ仕候故、蒙御答私共之体たらくニ相成申候」と反省の言葉を記している。

1.2 文化期の争論(文化七年から文化十三年の争論)

文化7年(1810)7月、岩嶺寺は、芦峯寺が正徳元年の裁定のうち⑦廻国六十六部納経帳に関する権利及び「立山之本寺別当等と申ひろめ間敷候」に違反していると訴えたのである³¹⁾。

これらに対して芦峯寺は、文化8年7月の嘆願書³²⁾、次いで翌9年9月の嘆願書³³⁾において、正徳頃までは

両寺同格で、立山登拝者のうち、芦峯寺止宿者は芦峯寺側で案内し、岩嶺寺止宿者は岩嶺寺側で案内し、各山銭を受け取っていたが、今では岩嶺寺の独占となっていること、頂上の鍵は、かつては芦峯寺で預かっていたが、今では岩嶺寺で保管していること、芦峯寺衆徒社人は毎年立山頂上に参詣していたが、今では岩嶺寺側に制止されて登山も不可能になったこと、芦峯寺側から出す牛王札・山絵図も岩嶺寺側に妨害されて頒布不能になっていること、そして、こうした状況が始まったのは、芦峯寺の言い分によれば享保12年(1727)以降のこととしている。

1.2.1 両寺の「同格の事」に係る認識のちがひ

正徳の裁決に対する両嶺の了解事項も百年を経た文化期には両者の間に認識の違いや思惑の違いが生じ再び争論が起きている。その争点については、芦峯寺の主張は「両寺同格の事」という認識の上に立っているものであるが、一方、岩嶺寺の主張は、前田氏の政権発足以来の「固有の由緒」という認識の上に立っている権利の主張であった。この点に関して、岩嶺寺側の認識は、「両流の間柄において時々争論」と表現し、一方、芦峯寺側は、「両流」の名称は不分明で、むしろ「法水一流の両派」というべきであると述べていることから両寺の認識の違いを窺うことができる。

文化12年(1815)5月、芦峯寺から「納経一件御尋之趣、乍恐相調奉指上候」と題した嘆願書³⁴⁾のなかで、

- ①御先代様、両寺江立山寺ト被為成下候御墨付頂戴仕、
- ②両寺共、寺領御寄付御座候ニ付、被下置候御墨付等有之
- ③御祈祷被為仰付候節、両寺同様ニ御座候、且又祭礼御札指上候節兩寺同様ニ候
- ④「立山大権現」については、「元來立山ハ一派之天台宗ニ而、無本山地故、両寺之外 法類³⁵⁾無御座候、相勤居申候ニ付、一山両寺ト相心得罷在、旧記伝來不仕候得共」
- ⑤両寺共開山直弟子ニ而法脉相統いたし候へば一山

両寺と有之候、⁸¹⁾

と述べ、芦嶽寺は逐条的に根拠を挙げて両寺同格を主張し、芦嶽寺の納経等が認められない場合は衆徒難渋、一山退転すべしとして、藩の善処を嘆願している。しかし、芦嶽寺の言い分は「前からの仕来り」が大半で、実証性に乏しく、根拠の弱いものであり、岩嶽寺の主張を覆すだけの論拠が弱く、公事場の裁決も岩嶽寺の言い分に沿った形でなされることになる。

1.2.2 立山大権現及び別当の呼称

なお、芦嶽寺は、文化8年7月の嘆願書のなかで、「立山大権現」とは、開山慈興上人の勧請によるものであり、芦嶽寺・岩嶽寺は共に慈興上人の弟子でありその法脈を継承しているため両寺とも「立山大権現」を呼称してしかるべきと主張している。さらに芦嶽寺が「立山大権現」の称号を使用する根拠として、「享保年中ニ尾州・三州両国より信心之輩、右大権現祭礼等之節、湯花揚候大釜寄付被致置候而、則、銘ニ茂立山両大権現御寶前ト書蹟」されていること、また、大宮の御輿どう幕に「立山大権現ト縫ニ而書蹟候御幕老張」、それも古いもので「古来より御祭礼之節毎年相用ヒ来り申事ニ御座候」「前々より祭礼毎ニ相用来り申候」⁸²⁾と、また、納経帳に「別当所芦嶽寺」と書いたのは、指摘された「立山別当」ではなく、芦嶽寺の大宮・若宮の職としての「別当」であり、前々からの仕来りであると岩嶽寺の申立てに反論している⁸³⁾。

岩嶽寺はさらに、文化11年6月14日の開山慈興上人の忌日に、芦嶽寺が「立山大権現祭」と書いた幡を建て置いたこと、納経帳に「別当所芦嶽寺」と書いたことを不当として寺社奉行に提訴した⁸⁴⁾。これに対して芦嶽寺は、「立山大権現祭」と書いた幡は、加賀藩家臣前田中務からの寄贈になるものと反論している⁸⁵⁾。しかし、この件については公事場が前田中務に尋ねたところ、前田中務ではそのような事実はないとのこと、よって立山大権現と染めた幡二流は、前田中務寄附の品ではないと判定された⁸⁶⁾。

さらに同年の9月18日、公事場奉行から寺社奉行

宛に両寺争論に関して「双方申分相不分義有之」として公事場の疑問点或いは見解を明示して再度答書の提出を命じている⁸⁷⁾。

1.2.3 論争のゆくえ

こうした岩嶽寺と芦嶽寺の争論に対して、加賀藩は翌文化12年3月26日、次の項目について、両寺より証拠となる関係書類等を提出すべきことを公事場奉行永原久兵衛から成瀬内蔵助に申し渡した⁸⁸⁾。指摘事項の概略は次のとおりである。

・両寺に関する事

- ①御上御祈祷被仰付候節、両寺同様ニ被仰付候旨、芦嶽寺書付ニ相見江候、其通ニ候哉、権現祭礼御札指上候節茂両寺同様之趣ニ候哉、両寺とも御札ニ者いかが調候哉、様子可有御申越候
- ②両寺共開山直弟子ニ而法脈相続いたし候へば一山両寺と有之候、旧記其俣可指出候

・岩嶽寺に関する事

- ③岩嶽寺書付ニ者、両寺共立山寺と被成下候義者、御様子も有之旨承伝罷在、其後芦嶽寺を中宮と唱、岩嶽寺者立山寺と唱来候所、いかが之訳ニ候哉、御奉行所より被仰渡にて芦嶽寺と相唱、今以其通と調置候、其外奉行所より寺号唱方申渡有之節、旧記其俣可指出候

- ④芦嶽寺衆徒并芦嶽寺村百姓等焼畑いたし来候所、享保年中岩嶽寺より新焼畑いたし候趣ニ断出、今以論地ニ成居申由、芦嶽寺書付ニ相見之候、其節岩嶽寺より寺社所へ及断置候義有之候ハバ其様子可有申越候、

・芦嶽寺に関する事

- ⑤芦嶽寺書付ニ御先代様両寺とも立山寺と被成下候御墨付頂戴いたし今ニ所持いたし罷在候ト有之候、右御墨付之写入用候

- ⑥芦嶽寺書付ニ、大宮之神輿どう幕、立山大権現と縫ニ而書蹟シ候御幕老張有之旨調年号等記シ可有之、右御寄附ニ付外書物等茂可有之候条、旧記其俣可指出候

公事場が命じた上記の項目を整理すると、下記の5点となる。

1. 「両寺同格」に関する事。①・②・③
2. 「立山寺」の呼称に関する事。⑤
3. 芦峯寺の開山祭礼の際、大宮の神輿どう幕に「立山大権現」と表記したこと。⑥
4. 焼畑に関する論争のこと。④

その他

5. 芦峯寺・岩峯寺の山中における支配地について。
6. 岩峯寺が岩峯寺村以外に宿坊を開設したこと。

これらの争点に対して、公事場は1から4について、いずれも岩峯寺の言い分を、6についてのみ芦峯寺の言い分を認める判決を示した。

これに対して芦峯寺は文化12年(1815)11月、公事場奉行の質疑に対応するかたちで次のように反論している¹⁶⁾。

1. 「立山大権現」の呼称について

- ・公事場の質疑：芦峯寺申通、大宮・若宮を立山両権現と申時は、はきと縁起記無之而は信用難成候、岩峯寺之申峯御前堂并岩峯寺前堂ハ立山権現にては無之哉、いかが之事
- ・芦峯寺の答え：峯御前堂(峯本社)を「立山大権現」と呼称することは当然としながら、芦峯寺の若宮・大宮を「立山大権現」と呼称することについて、岩峯寺は「立山両権現ト申ハ峯御前堂ト岩峯寺前堂ト此両社ヲ奉称事ニ」と主張し、芦峯寺の両宮即ち有若左右衛門の靈社を大宮、嫡男有頼の靈社を若宮と認識し、それ故に両宮を「立山権現」と呼称することに異議を唱えている。また、公事場の見解も岩峯寺の主張を是としている。これに対して芦峯寺は有頼こそ立山開闢の祖であり、大宮というのは立山大権現を勧請し、朝暮の御祈祷はこの大宮で執行され、若宮とは手力尾天神で立山地主権現であるという。
- ・公事場奉行の見解：芦峯寺ニ而大宮を立山権現本社ト申候得共、此義甚難弁、

2. 雄山神社について

- ・公事場の質疑：社人、雄山之神社ヲ奉祭、右雄山

之神社則立山権現ニ御座候、右神主共ニ而雄山ノ神社ト申は、峯御本社さして雄山之神社ト申候哉、如何之事」

- ・芦峯寺の答え：衆徒方之唱ニハ立山権現ト奉称候得共、神道社人之方ニ而ハ雄山之神社ト唱、立山権現同一躰両社唱ト奉存候
- 3. 神輿胴幕に記された「立山大権現」のこと
- ・公事場の質疑：神輿胴幕ニ立山権現ニ而書蹟、是又御寄附之品ト調置候、神輿并どう幕御寄附ハいつ頃ニ候哉、御寄附状は無之哉、年号等委敷細可書出事」
- ・芦峯寺の答え：どう幕之義、御上より御寄附ト申義も又何れより寄附ト申義も其伝無御、誠に年久敷ト相見申候、
- 4. 「芦峯寺別当」と呼称すること
- ・公事場の質疑：別当番之方より納経帳書出候節ハ芦峯寺別当所と調候旨申候得共、大宮・若宮を立山両権現と相心得、右両宮之別当職を芦峯寺三十余坊して巡番ニ別当いたし候而ハ、峯本社大権現之別当を巡番ニ勤候ニ而は無之事故、此度之證據ニハ難取候、岩峯寺方二十四坊を別当職と申而致輪番候義ハ則立山高札之表ニ相見江候、此義ハいかが相心得候哉之事」
- ・芦峯寺の答え：大宮・若宮両社を立山根本之御本社ト相心得ニ而は無御座、立山根本之御本社ト申時は、峯御前と奉存候、私共方ハ芦峯寺別当ト相調、岩峯寺方ニハ別当岩峯寺ト相調べ申候

1. 2. 4 公事場の裁決

文化13年6月、両寺納経一件争論につき、芦峯寺衆徒数名、公事場から召還され、糺問され、詮議の上判決が申し渡されることとなった¹⁷⁾。

芦峯寺の主張する「両寺同格」の問題はこれまでの争点である、①立山寺と号すること、②立山大権現を呼称すること、③廻国六十六部納経帳記帳のこと、の三つの案件の背景をなすものであり、「両寺同格」が認められるか否かで芦峯寺・岩峯寺の命運が決まるも

のであった。芦嶺寺にとっては、「両寺同格」により「立山大権現」の呼称が許可されると、他国廻国配札活動に権威が付与され、檀家獲得、ひいては、経済的にもきわめて有益となる。それ故に、両寺の対立・争論は必至であった。

一方、岩嶺寺にとっては「立山大権現」の呼称や「別当」としての格式を有することで、立山信仰における中核寺院としての権威を保っているが、芦嶺寺との「両寺同格」を認めることは、これまでの権威を弱めるとの認識から、18世紀の中頃から、事を荒立てて芦嶺寺に対応してきた。こうした岩嶺寺の動静に対して、芦嶺寺は、天保3年7月の記録によると、「困窮の手元を見込み」、「程なくぞろぞろ」、「事を求め」、従来そのまま済んでいた「微細の筋を申したくみ」、「事々しく申し立て」てくる、などと嘆息している²⁰⁰。両寺のこうした動向に対し、公事場では両寺の言い分や証拠書類を徴収し、「両寺同格」の問題ひいては①～③の案件を一括して検討（審議）した。

ア. 「両寺同格」に係る加賀藩の裁定

文化期の争論について、公事場の言い分は「岩嶺寺同様ニ峯御前本社附之衆徒社人と心得候儀ハ難相成」として、加賀藩は芦嶺寺の主張する「両寺同格」を明確に否定した。そして決着は「依而、正徳元年公事場裁判之通可相心得義ニ候」とし、その理由を次ぎのように述べている²⁰¹。

其訳ハ、天正十六年御寄進状両方江振分被下置、岩嶺寺ニハ立山権現江御寄進之百俵を以、諸堂造営仕、祭礼勤行怠間敷と申義、御文面ニ相顕シ、寛文八年之制札ニ茂、立山岩嶺寺別当式貳拾四坊、諸事輪番を以可相勤旨調有之、芦嶺寺ニハ姥堂江御寄進を以、寺務等油断仕間敷との御文面ニ而、本社江拘り候義無之候得ハ、芦嶺寺より本社江拘り候義ハ一円難申事ニ候、依而、正徳元年公事場裁判之通可相心得義ニ候

かくて、争論の大前提となる「両寺同格」については、文化13年の段階では芦嶺寺の言い分に対して「否」

の判断がなされた。しかし、天保4年、「岩嶺寺は立山御前別当職の権威を振って、芦嶺寺を賤にみなしているが、両寺同格である」²⁰²との藩の判断がなされたことは注目に値する。このころには、藩の対応にも変化がみられ、「今後、何事によらず、芦嶺・岩嶺両寺融和を心がけ、万事双方相談し、互いに心添えいたし、不都合なことがないよう気をつけよ」²⁰³と両寺の融和を望むようになった。

「両寺同格」を否定された芦嶺寺ではあったが、芦嶺寺の主張は幕末まで「両寺同格」に固執し、明治元年11月の「御一新之御趣意」状²⁰⁴にも、

御一新之御趣意ニ付、以前之通り僧俗ニ不限、潤色等万事岩嶺寺・芦嶺寺弁別無御座、一和之御裁判被下候ハバ永年之憂ひ無御座、双方共実意を以和合之示談ニ相成候得、開山之御尊意ニも相叶ひ、然者、当山繁栄之基と奉存候間、此段深く被為加御慈悲、格別之義御沙汰を以、両寺打込之御裁判偏ニ奉嘆願候、と述べている。

結果、翌明治2年11月、御一新、神仏混淆廃止となつて、衆徒全員「復師神勤」を命ぜられ、芦嶺・岩嶺の号も廃し、勝劣の隔てなく、東西社人六十二軒「列居同等、打込一和」とされた²⁰⁵。

イ. 立山寺と立山大権現の呼称

立山寺と立山大権現に懸かることについては、次のような裁決が下された。

- ①天正16年11月晦日御寄進状、宛所に「宛所立山寺主徒（衆徒）中神主中と被成下、岩嶺寺江相伝り、立山寺と申ハ岩嶺寺之事ニ候、右同月同日立山仲宮寺主徒（衆徒）中と宛所を以、姥堂江百俵之寄進状、芦嶺寺ニ伝り有之、右仲宮寺ハ芦嶺寺之事ニ候、然処、往古よりハ両寺共ニ立山寺と申所、後岩嶺寺・芦嶺寺と寺号改り候様ニ証拠無之事を、芦嶺寺衆徒申出候儀、一円難取揚候、」²⁰⁶
- ②岩嶺寺ハ峯本社立山権現へ御寄進知之御判物被下置、一山之別当職ニ被仰付置、芦嶺寺は姥堂へ御

寄進知之御判物被下置、且立山開山慈興上人芦峯寺江別ニ立山権現を勧請有之事故、峯本社江可附、芦峯寺ニ而ハ無之所、前々より両寺申分ニおよび申事有之候故、²⁹⁾

③芦峯寺之大宮ハ峯御前大権現、若宮ハ立山地主権現と開祖慈興上人勧請有之故、立山両権現と申所、岩峯寺ニ而ハ右等之由来不承り伝、右若宮ハ慈興上人俗名有頼之靈社、大宮と申は有頼之父佐伯有若左右衛門之靈と承伝、尤岩峯寺之衆徒ニ茂、右開山之法脈を継候者共故、六月十四日ハ右慈興上人之忌日ニ付、毎歳芦峯寺江罷越、法要相勤

即ち、①立山寺とは岩峯寺のことであり、岩峯寺は峯本社立山大権現と呼称して良いこと、②岩峯寺を一山の別当職に仰せ付けること、(芦峯寺は別当と呼称してはならない) ③両寺は共に慈興上人の法脈の下にあり、法要には岩峯寺も参列すること、との裁決であった。しかし、岩峯寺が寺号を「立山寺」と呼称することについては、享保12年以前はなかったことと、芦峯寺は、後に次のように申し立てている²⁹⁾。

立山寺と申寺号ハ、於当山用ヒ不申候、立山別当と申茂、名目茂往古より無御座事ニ候、此義ハ前段ニ茂申上候通、享保十三年、立山別当岩峯寺式十四坊と書付候御高札並御極印拝領仕内、申立候、夫より何事ニ茂立山別当と書記申候事

また芦峯寺の主張する「立山大権現」と記した前田中務寄付の幡についても、事実と異なるということで、文政元年の裁決で「以来六月、岩峯寺より衆徒共罷越候祭礼ニ立山大権現と有之幡等建申間敷候」²⁹⁾との判断が示された。

ウ. 廻国六十六部納経帳記帳の件

廻国六十六部納経帳記帳の件については、芦峯寺は、諸国大名方より立山へ納経ある時は寺社御奉行を通して両寺へ仰渡されることになっており、天明元年(1789)12月、上州高崎藩の家中秋池半蔵の心経一百巻納の申し出の時は芦峯寺へ仰せ渡されているなどと、これまでの事例を述べ、さらに正徳元年の裁決の理解は、

岩峯寺から立山への修行者の納経の事は、芦峯寺は貪着しないが、決して芦峯寺から納経帳を書出さないということではないと理解している。「其故先代より代々納経帳を書出来申候」²⁹⁾ というものであった。

また、納経帳の権利は立山登拝者の取り締まりの為にも必要との新たな口実を付加し、納経帳に懸かる権利の取得を主張した³⁰⁾。

納経帳持参不仕修業者ハ誠之修業者ニ候哉、紛敷、殊ニ芦峯寺より奥人家無御座候得ハ、立山懸越之儀茂有之候得は、為御縮方、芦峯寺ハ関守同様ニ御上様より茂被為仰渡候儀御座候由ニ付、納経帳持参無之、廻国修業者ハ宿坊不仕格式ニ往古より致来り申候

芦峯寺の主張は、この点についても、先例を引き合いに出してはいるが、確たる判物などの証拠は提出されていない。従って、正徳元年の裁決は覆ることはなかった。

しかし、公事場では、文化13年(1816)10月、芦峯寺衆徒の廻国配札については、「立山の本寺別当」などと称せざることを条件に、正徳元年の前例の通り許可し、この旨、公事場奉行から寺社奉行に通達がなされた³¹⁾

文化15年4月に、芦峯寺は、納経帳禁止解除を、それが認められないならば、岩峯寺衆徒の他国巡回を停止させてほしいと願出たが³²⁾、公事場は文政元年(1818)の裁決で「芦峯寺ニ一宿いたす参詣人、岩峯寺別当江無断参詣為仕間敷、勿論納経杯、芦峯寺より相渡義一円仕間候」³³⁾と厳しく不許可とした。

かくて、文化7年7月に、芦峯寺が正徳元年の裁定のうち、廻国六十六部納経帳に関する権利、そして「立山之本寺別当等と申ひろめ間敷候」に違反していると岩峯寺が訴えたことに始まった一連の争論は、文化13年、「岩峯寺・芦峯寺争論之一件、今般於御公事場、御裁判之上、落着被仰渡候間、以来、右書立通、無違失厳重相心得可申旨被仰渡奉畏候、依而連印を以御請上之申候」と一応の終息をみた³⁴⁾。

1.3 天保期の争論

1.3.1 両寺の争論に対する加賀藩の対応の変化

加賀藩の岩嶺寺、芦嶺寺に対する対応の姿勢は、正徳元年の裁定、文化13年の裁定に見るかぎり、即ち「両寺同格」を認めず、岩嶺寺に対しては、中世以来の「立山寺」としての由緒、それに付随する「立山大権現」の呼称を許可し、立山山中における立山信仰にかかる諸堂及び登拝道の管理・整備の義務を課し、立山信仰の実態的側面を委任し、立山登拝者に課した諸税及び納経帳にかかる諸権利を与え、経済的に成り立つように配慮した。一方芦嶺寺に対しては、鎌倉期以降の芦嶺寺に固有の信仰であるうば尊信仰を中核に、姥堂・閻魔堂を中心とする中宮寺を仏事場とみなし、雄山神社を立山開山者を祀る若宮、大宮と認め、立山信仰の布教にかかる諸権利を、ひいては諸国廻国配札の権利を認め、経済的に成り立つよう配慮をしたのである。

しかし、宝暦期以後の、社会的生産力の増大による貨幣経済の拡大は、加賀藩の当初の配慮を大きく崩すものであった。即ち、貨幣経済の拡大は、これまでの米遣い経済を破綻せしめ、商品流通経済を促進していった。こうした社会経済の変化により、岩嶺寺においては、これまでのように由緒・特権に依拠した活動では生計が成り立たず、いきおい、唯一認められた出開帳の権利を拡大解釈し、芦嶺寺の有する他国廻国配札の権利を侵さざるを得なかった事態を引き起こすのである。こうした事態に対して、当然の事ながら芦嶺寺は強く反発した。天保期の争論はこうした背景によるものであった。

1.3.2 岩嶺寺の他国廻国配札一件

文政8年(1825)5月、芦嶺寺は、自他国への配札は地元における唯一の収入源であり、開峯の昔から芦嶺寺の職掌で、近年、芦嶺・岩嶺双方争論の時も藩公事場で認められたところである。しかるに、近年、岩嶺寺は職掌分担の枠を超えて、不法にも諸国の芦嶺寺檀那場に進出し、そのため芦嶺寺の収入激減し、辛勞悲嘆しているが、この上、岩嶺寺の願いが聞き届けら

れ、公然と配札を進めるようになったならば、もはや芦嶺寺は露命をつなぐことも困難になるとして、寺社奉行へ善処を嘆願している³⁵⁾。

争論は再び起きた。天保2年(1831)、岩嶺寺は出開帳を口実に、従来、芦嶺寺衆徒が廻壇配札していた他国他領へ積極的に進出してきた。すなわち岩嶺寺の惣持坊等が信州に入り込み、開帳して芦嶺寺側の檀那場を荒らし、ために芦嶺寺衆徒は配札も宿泊も断られる場所が続出し、困惑した。すでに、前年から岩嶺寺の般若院が信州入りして、予めわたりをつけていったという。開帳予定場所は越後糸魚川から信州松本城下、伊那郡、諏訪郡に及び、更に三河・越後・駿河・甲斐の諸国、その上、上野国高崎辺・武蔵国・江戸表にまでも手を伸ばそうという遠大な計画で、すでに藩の許可を受け、京都からの免許状と称するものまで用意していたという。こうした危急に対し、芦嶺寺衆徒は狼狽恐慌して対策を講じた。

芦嶺寺は一山の浮沈をかけて事実を調査、天保3年12月、信州の檀那場が岩嶺寺側の進出によって荒らされ、芦嶺寺側の廻壇活動が窮地に追い込まれた実情を報告陳情し、岩嶺寺の他国廻壇はすでに許可済みのことの由で恐縮するが、何とか許可を取り消し、芦嶺寺村が廃絶せぬよう取りはからってほしいと、芦嶺寺から寺社奉行へ哀訴した³⁶⁾。結果、天保4年正月17日、藩は岩嶺寺の他国配札を認めず、芦嶺寺に対して、岩嶺寺の関係者を召し出して詮議するとの回答をし³⁷⁾、岩嶺寺の老僧三名はその責任を問われ、謹慎処分が付された³⁸⁾。天保4年9月晦日、岩嶺寺の他国配札は禁止、万一違反者を見聞したら早速注進致すべしという芦嶺寺側にとって優位な判決が下された³⁹⁾。

御 請

今般、岩嶺寺他国配札御指留之義、奉願上候処、向後、岩嶺寺他国配札等被出候義、御指留二相成候段、被為仰渡、以後、岩嶺寺より他国江配札等ニ罷越候ハバ、見聞次第早速御注進可申上段、被為仰渡難有奉畏候、尤、芦嶺寺義も先達而御場御裁判通心得違無之様被為仰渡、奉畏候依而御請上

之申候、以上

天保四巳年九月晦日

立山 芦峯寺 印

寺社奉行所

かくして、岩峯寺惣持坊・般若院が信州における芦峯寺の檀那場を荒らした一件は、天保4年秋に一応落着した。が、この他信州以外にも、以前から岩峯寺の中道坊・玉蔵坊・六角坊が越後へ入り込み、各地で開帳配札して芦峯寺の檀那場を掠め取り、飛騨・美濃へは明星坊・圓林坊らが入り込み、更に尾張までも進出し、越前へは多賀坊・六角坊が入り込むといった状況で、諸国で芦峯寺の檀那場が被害を受け、このままでは芦峯寺は「渡世取失ひ渴命に及ぶ」として、具体的に詳しく述べ立てて、藩へ哀願している⁴⁰⁾。こうした、岩峯寺による檀那場侵略の一件は、18世紀中頃からの商品流通経済の発展によって引き起こされたものである。これまでの権威に依存する経営では立ちゆかなくなり、勢い許された領内の出開帳に止まらず、領外での出開帳、さらに布教活動と称した配札活動に手を出し、ひいては芦峯寺と檀那場をめぐる熾烈な争いが生じたのである。岩峯寺の芦峯寺檀那場を掠め取る行動に止まらず、配布する御札にまで申し懸けをしたのである。

1.3.3 天保二年～同三年の争論

天保2年9月、岩峯寺は、芦峯寺発行の火防札・山絵図・御絵伝などは、先年公事場裁判で決定した趣意に違反しているとして、次のように厳しく糾弾してきた⁴¹⁾。

① 火防札に「立山大権現守護所」と書き、これを参詣人へ頒布するのは別当岩峯寺の職掌と紛らわしく、重大な違法である。

芦：火防札については、古来の仕来り通りにしているので、違反しない。

② 「有頼之由来立山御絵」を自他国へ持ち運び、弘通するのをもた岩峯寺の職掌を冒すもので、嚴重禁止していただきたい。

芦：むしろ芦峯寺こそ開山別当としてこの絵伝弘通を担当すべきであって、似よりの絵伝を岩峯寺が弘通しているのは芦峯寺の職掌を冒すものだ。

この争点については、公事場は一転して芦峯寺に有利な裁定を下した。さらに、この他、次の点でも芦峯寺に有利な裁決が下された⁴²⁾。

① 岩峯寺は山開きから山仕まいまでの二ヶ月間、山上に滞在して、登拝者から山銭を取り立ててきたので、諸国に檀那場を持つということはなかったにも拘わらず、近年諸国への出開帳・配札に手をだしたものであるから、今後これを禁止する。

② 岩峯寺別当は山を開いている間は室堂に滞在すべきであるにもかかわらず、山麓岩峯寺にいて、登拝者を無理に止宿させ、芦峯寺での止宿・参詣を妨害しているのは不当である。参詣人の自由にまかすべきである。

③ 室堂での止宿者のうち、岩峯寺の手引きの者を優遇して敷蕨を与え、芦峯寺付きの者には蕨を与えないなど、理不尽である。

④ 岩峯寺の別当が芦峯寺檀那に対して、自坊側の札守等を押しつけて、芦峯寺の悪口を言い散らし、大声で叱りつけるなど、他国人にも悪印象を与えている。改めるべきである。

⑤ 岩峯寺から立山大先達の免状などを出しているが、京都から永宣旨を受けた形跡もなく、僭越である。厳禁する。

⑥ 岩峯寺は立山御前別当職の権威を振って、芦峯寺を賤にみなしているが、両寺同格である。

⑦ 芦峯寺は開山上人衆化益の因縁を相続して、他国に檀那場を持ち、廻檀、配札、絵伝披露（絵解き）してきた。今まで認められてきたこと以外に新規の企てをせず、且那先万端綿密神妙に勧誘すべきである。

2 争論の史的背景

芦嶺寺・岩嶺寺の来歴

芦嶺寺・岩嶺寺は、平安時代後期ころから形成されてきた常願寺川に沿った、いづれも佐伯性を名乗る一族を中心とした立山信仰の拠点集落であった。近世にはいと、外形的には芦嶺寺・岩嶺寺と呼称され、両嶺共に立山権現を祭主とする神仏混淆の信仰形態をもち、芦嶺寺は中宮寺、岩嶺寺は立山寺を集落の中心施設として、加賀藩に対しては祈祷寺院として、また衆徒の宗教生活の施設である宿坊を中心に領内外に檀那場を形成し布教活動を行う宗教村落でもあった。しかし、歴史的な要因の違いにより両嶺の対立抗争が絶えなかった。

2.1 立山山麓寺院群の形成

平安末・鎌倉期、立山山麓において立山を捧持する寺院は、『伊呂波字類抄』十巻本に載せられた次の九か寺が挙げられる⁵⁰⁾。

自大河南⁵¹⁾薬契聖人之建立三所、上本宮、中光明山、下報恩寺、慈興聖人建立⁵²⁾自天河北三所、上葦嶺寺根本中宮、横、安楽寺、又高禪寺、又上巖山之頂禪光寺千垣也
下岩嶺寺今泉也

即ち、常願寺川左岸には上本宮、中光明山、下報恩寺の三か寺、右岸には芦嶺寺にある葦嶺寺・根本中宮・安楽寺・高禪寺、千垣の禪光寺、岩嶺寺の六か寺の合計九か寺である。

ただし、康済律師の「立山建立」を草堂あるいは小寺院と解釈すれば、10世紀の初頭にまず寺院が存在したことになり、その後、上記の寺院が建立されたのであろう。

ところで立山山麓の寺院を列挙している『伊呂波字類抄』十巻本とは、山麓寺院の何時の時代の様子を反映しているものであろうか。この「十巻本」は、その成立時期についてさまざまな説があり、いづれとも定説とはなっていない⁵³⁾。昭和3年刊行の日本古典全集

刊行会の出版による『伊呂波字類抄』には、山田孝雄の解題を載せている。

山田孝雄は十巻本の「神爾鏡劍等事」の條に「寿永二年(1183)八月、藤原俊経の堪文を載せたるを以て信友はその後の増補なるべし」と記している。また、成立の時期について「拾芥抄の藤原實熙公をさせるなるべけれど、未だ推證を得ず」とも記している。藤原實熙公は洞院公覧(1291～1360)と同一人物で鎌倉末期から南北朝時代の公卿である。また、十巻本の立山大菩薩の題で記述されている立山開山のくだりに、開山者は佐伯有若とある。一方、立山開山者についての記述で最も古い文献『類從既驗抄』では開山者を狩人とする記述である。開山伝説の流れからみると、開山者は狩人から佐伯有若へと変化するのが至当であろう。従って『類從既驗抄』の成立は鎌倉末期とされているので、『伊呂波字類抄』十巻本の立山大菩薩の内容が『類從既驗抄』の成立した鎌倉末期以降となる。

『伊呂波字類抄』十巻本は、歴史辞典や解説書などに成立時期を鎌倉初期としているが、これらの状況を総合すると、少なくとも南北朝(14世紀中頃)までには成立したものと考えられる。従って立山大菩薩に記載された寺院群は、鎌倉時代頃の様子を反映していると考えられる。

かくて岩嶺寺・芦嶺寺は鎌倉時代には存在していたことは確実であろう。応仁元年(1467)に改築された岩嶺寺雄山神社の棟札⁵⁴⁾の裏に承久二年に雄山神社かあるいは立山寺なのか判然とはしないが、建立されたとあることも一証である。

鎌倉時代までに常願寺川両岸に建立された寺院のうち現存する寺院は岩嶺寺・芦嶺寺の両嶺のみである。江戸時代以降、岩嶺寺・芦嶺寺の名称は寺院名ではなく集落名である。寺院名ではなく、集落名となったのはいつ頃のことか定かではないが、岩嶺寺は至徳元年(1379)の文書に「立山寺領内岩嶺」⁵⁵⁾とあり、立山寺のある集落が岩嶺寺であり、芦嶺寺は文明三年

(1471) 頃には文書の宛名が「あし倉衆徒・名主」⁵⁶⁾「蘆嶺百姓」⁵⁷⁾となっており、この頃には「芦嶺寺」は寺院の名ではなく村の名として認識されている。

2.2 在地領主と共存を図る芦嶺寺

芦嶺寺の成立起源は、平安時代の終わり頃から立山修験者が定着して芦嶺寺の住人となったと言われているが、木倉豊信は「伝承や縁起から思うに、古来、新川郡布施保に蕃延した佐伯一族が、天台宗寺門派に帰依し、国司として来任した有若という指導者によって、集団的に移動して芦嶺寺を起し、後に有若を開山と仰いだ」との見解を示している⁵⁸⁾。おそらく立山山中に入る狩人の集落に修験者や里部からの移住者によって成立したものと思われる。『類従既験抄』に立山開山者が狩人であると記されており、山麓の山民の居住地が芦嶺寺の発祥であろうか。

南北朝期以降の芦嶺寺は、寺僧・衆徒のみならず名主・百姓もまた構成民であった。名主の存在は、文明3年(1471)11月の土肥将真の寄進状にうかがえる⁵⁹⁾。中世の名主とは、荘園或いは公領の下での在地村落で中核的な地位を占めた百姓のことで、平民百姓と区別され、年貢公事の徴収責任者である。また、芦嶺寺は、永祿の頃から、「蘆嶺堂」(祖母堂・地藏堂・炎魔堂の三ヶ所からなる)を中心とした村であった。百姓は「門前百姓」と呼称された⁶⁰⁾。こうした村としての芦嶺寺は、南北朝・室町期においては在地武将の支配下にあり、庇護と領地安堵を受ける形で存在したのである。すなわち、南北朝期の芦嶺寺は、正平8年(1353)、越中守護桃井直信によって発給された「合力催促状」⁶¹⁾にみられるように、守護の支配する村であった。室町時代に入ると、一時、土肥氏のような在地武将の支配下にもあったが、戦国期には守護畠山氏の支配下、直接的には守護代である神保氏の支配下にあった。神保氏は地頭・在地武士を支配し、守護の支配下とは、とりもなおさず国衙領の村であることを示すものである。

芦嶺寺が国衙領の「村」として文献に登場するのは、文明7年(1475)の神保長誠の用材伐出許可状⁶²⁾の

宛名に「蘆嶺百□□」と記されているのが初出である。村としての芦嶺寺は、室町時代には対岸の本宮と一体的な立山登拝の拠点集落であった。中世の蘆嶺(芦嶺寺)集落は、江戸時代のように一村の村建てではなく、対岸の本宮と一体化し、川下の千垣村をも影響化に置く比較的広範な範囲を有していた。永祿7年(1564)9月16日付文書には、蘆嶺は本宮村・糸村と共に三ヶ村の逃散の盟約を結んでいることもあり⁶³⁾、また、永祿11年3月28日付の寺嶋職定(神保氏の又守護代)の芦嶺・本宮百姓宛の条数書⁶⁴⁾の中に「一、蘆嶺・本宮如前々之一ヶ村たるへき事」との文言があること、永祿12年9月18日、翌永祿13年12月5日の寺嶋職定の文書の宛先⁶⁵⁾、天正11年(1583)(カ)の立山寺山目代良舜の文書⁶⁶⁾の宛先が「蘆嶺・本宮百姓」とあり、蘆嶺は対岸の本宮との一体となった村であったことがうかがえる。また、佐々成政の越中入国後の天正12年霜月、「姥堂之威光承届候。就其葦嶺・本宮不相替令寄進候」との文言がある⁶⁷⁾。

15・16世紀の頃の芦嶺寺村の特徴は、在地武将神保氏(家臣寺島氏を含む)との関係にあった。神保氏は芦嶺寺に対して課税権を有し、さらに永祿期に集中してみられる寺島氏の池田城への支援、戦争に備えるための資材準備・軍需品調達と催促・加勢、情報収集などの役割を課した。一方神保氏は、うば尊に対する崇敬厚く、僧坊との連携を深め、灯明料の寄進、祖母堂(堂)・地藏堂・炎魔堂の造営・修復などをおして厚い保護を与えた。かくて中世の芦嶺寺は寺院として、村として、在地領主とともに、いわば実利的に共存共栄を図っていたのである。

2.3 岩嶺寺と雄山神社

立山山麓に齋く神に雄山神がある。雄山神は、貞観5年(863)9月25日の条に「越中国正五位下雄山神に、正五位上を授く」⁶⁸⁾(『三大実録』)、寛平元年(889)8月22日の条に、「正五位上雄山神を、従四位下に叙す」⁶⁹⁾(『日本紀略』)とあり、雄山神に位階が授与されている。この雄山神を祀る社を雄山神社とすると、その所

在地在何処であるかが気になる場所である。雄山神の所在地については、明治初年の書上に⁷⁰⁾、

立山の麓岩峠寺遙拝と称するもの、本社拜殿全備せるを以て思ふに、此地に鎮座せしこと疑いなし、……六月晦日より七月晦日まで、神主を山上に遷座し、遠近諸人をして山上に参拝せしめ、其前後は岩峠本社に帰座あるを例とす

と記し、雄山神を祀る社は、岩峠寺の雄山神社に比定できるというのである。

荒々しい巖山の雄山や剣岳にいます雄山神が即ち手力雄命に附会するという考え方が、いつごろから発生したのか明らかでないが、雄山という山名を荒々しい益荒男の山と考えれば、雄山神が手力雄命であるとすればいかにもふさわしい。さらにまた「延喜式」のころには確立していたであろう手力雄命が天照大神を岩戸から導き出したという観念により、手力雄命、雄山神、岩峠寺が結びつき、雄山神社の所在地が岩峠寺であるとの伝承を生み出したのであろう。

岩峠寺と手力雄命、即ち刀尾の天神との関係は、江戸末期の嘉永期に成立した岩峠寺の開山縁起のひとつ「立山手引き草」に投影されている。

我、刀尾の天神、すなわち、太刀雄の尊、その時、岩戸の扉を取り出だし奉るに、天下八隅の末までも二度び月日の光にあへり。その岩戸の左扉を持ちて来たる。それすなわち、「岩くら」と言うなり。「天の岩くら」とは、今の岩峠寺を指すなり。

と。岩峠寺の名は、手力雄命即ち刀尾の天神が岩戸の扉を持ち来る場所に由来しているという伝承である。

また、明治元年11月の「神仏混淆ニ付歎願」によると、芦峠寺は「御峯之義ニ候得バ、立山之神社と有之筈之処、雄山之神社と縁起式などニ有之義ハ手刀雄尊之雄ノ一字を取て雄山之神社と有之義と奉存候」との認識を示している⁷¹⁾。

2.4 立山寺のこと

寛喜5年(1230)造立の立山神像の銘文に「勸進沙

門頼舜敬白」の文言がある。この「頼舜」とは、いかなる寺院に属する誰のことか。「願主明舜法印」と記されている応仁元年(1467)の棟札、文明6年(1474)、「太田保面白寺開山立山寺院主明舜法印」と記されている新湊尊念寺の銅鐘、天正11年(1583)「立山寺の目代良舜」と記された寄進状、正徳5年(1715)の「立山寺院主世代記帳」などから推察すると「舜」の一字が名前の二文字目に用いられている場合概ね立山寺院主と考えられるであろう。これらのことから、立山神像の銘文「勸進沙門頼舜敬白」の「頼舜」とは立山寺の院主との推察が許されるであろう。このように、岩峠寺は、中世・近世を通じて立山寺を有し、立山権現を守る宗教村落であった。

2.5 立山寺と荘園

岩峠寺は、立地的には芦峠寺の下流、常願寺川の溪口集落にあり、山麓というより里部の宗教村落である。また、岩峠寺は、承久2年(1220)の建立になるという社殿を有し、立山権現を祀る立山寺を中心とした宗教村落である。

平安時代の終わり頃の嘉応元年(1169)8月23日付を以て⁷²⁾、「越中立山外宮新熊野領」、養和元年(1181)12月8日付の院庁の下文⁷³⁾に「当社(山城国新熊野社)領諸国庄園貳拾捌箇所」の一つに「越中立山外宮」が記載されている。「越中立山外宮」とは、本宮、中宮に対しての「外宮」と考えれば、岩峠寺の立山寺に比定することは容易であろう。平安時代の終わり頃、「立山外宮」岩峠寺は、新熊野の荘園二十四か所の一つであった。

「立山寺」の文献上の初出は、室町初期の至徳元年(1329)の臨時公役等免除する官宣旨に記された「立山寺内寺田・岩峠」⁷⁴⁾である。本史料は、山城国の鹿王院が至徳元年11月3日付で「越中国小佐味領家職并地頭職、井見庄」とともに当時、「立山寺内寺田・岩峠」を「勅役・国役免除」の対象とするというものである。かくて寺田・岩峠寺の地は「立山寺」の寺領であり、同時に鹿王院の領有する荘園(皇室の荘園)の一つで

あった。しかし間もない至徳4年8月6日付けの「足利將軍御教書」によれば「進士次郎政行申越中国岩藏地頭職事」⁷⁹¹とあり、立山寺領の岩嶺寺の地頭職は、進士次郎政行が地頭を勤める京都南禪寺の莊園に移ったことがうかがえる。また、立山寺は、明応元年(1492)十月の「立山寺御神領針原公文給帳」⁷⁹²の存在から、針原村に、土豪分一九〇俵、百姓分一六八俵、畠地年貢錢四貫九〇〇文の神領を有していたことがわかる。

「公文」とは、中世においては下司・田所・案主など莊園の莊官のひとつの名称で、現地で莊地・莊民を管理し、年貢・公事・夫役などを確実に領主に納入するなどの任務を有した。従って針原神領は公文の管理する立山寺の莊園と捉えることができよう。さらに、天正11年(1583)8月20日付の「佐々成政寄進状」⁷⁹³には、成政が、立山権現勤行料として「寺田の内一五〇俵」を寄進し安堵することがみえている。上記のことから、「岩嶺寺」は、中世においては「立山寺」の一寺領であり、莊園経営の中に位置づけられた村落と考えられる。

中央の莊園として存在した立山寺領は、山城鹿王院など領家との関係にみられるように、中央の権門勢家との密接な関わりが生じ、領家の権威を背景に莊園管理を行ってきたのである。こうした権威依存の体質が、近世においても「立山権現」の呼称を主張するなど権威依存のなかで岩嶺寺と争論が展開されたのである。

2.6 立山権現のこと

立山権現と称する神はいつの頃からの伝承であろうか。『類聚既源抄』に、「越中立山権現、文武天皇御宇大宝元年始所建立也」、『神道集』巻四(『神道集』は、文和・延文年間(1352～1360)の成立)に「抑此権現と申すは、大宝三年癸卯年三月十五日に、教興上人という人、御示現を蒙て此山に行向ひ頭はれ給へり」、「抑越中国一宮立山権現申、御本地阿弥陀如来是」と記されている。『類聚既源抄』・『神道集』の成立は鎌倉末期・南北朝にかけた時期であることから、すくなくとも立山開山者である教興上人、あるいは慈興上人

を「立山権現」とする考え方は鎌倉時代に成立していると推測できよう。おそらくこうした立山と岩嶺寺との関係を背景として、承久2年(1220)の社殿建立となったのではなかろうか。

立山大権現の呼称については、延宝2年(1674)8月「芦嶺寺、お尋ねにつき答書」⁷⁹⁴、延宝3年4月「芦嶺寺うば堂由緒、大宮・若宮祭祭祀の状況」⁷⁹⁵、延宝5年4月「岩嶺寺由緒」⁸⁰⁰をみるかぎり、岩嶺寺と芦嶺寺の両嶺はその認識を異にしていることがうかがえる。

これらの由緒をみると、芦嶺寺の由来は、まず第一に「うば尊」を挙げています。即ち

佐伯有若之朝臣・同有頼ヲ以御建立之靈社ニ御座候、御本尊三尊之内、一尊ハ文武天皇御影ニ御座候、又ハ天津彦火乃御尊共あかめ奉り、一尊ハ伊弉諾乃命、一尊ハ伊弉册乃命、此三尊於かりに御うばと名付奉り、惣じて六拾六尊御座候、(中略)正一位立山権現ハ本地国常立の尊、あいどのハ手刀雄命、日本王城の鬼門ヲ守給御神故、御うばさん尊於御宝前ニ毎朝寅の一天を奉備御供、上御一人ヨリ下方民至ル迄御祈稔(念)申上ル靈社御座候(下略)

これに対して岩嶺寺の由来は、まず第一に「刀尾天神」を挙げています。即ち

立山大権現は伊弉册乃命、刀尾天神、御本地は阿弥陀如来・不動明王、(中略)天岩嶺寺は刀尾天神之御社、天之岩戸假殿と申、神代より御座候、依其、立山前立堂数十九社、開起人王四十二代之御門文武天皇ノ御宇、大宝元年ニ刀尾天神之御告ニ佐伯有若之朝臣嫡子有頼、慈朝和尚之弟子慈興上人ノ開記(開基)ニ御座候(下略)

両寺を比較すると、両寺共に「立山大権現」を立山の神としているが、垂迹については、芦嶺寺は、天津彦火乃御尊・伊弉諾乃命・伊弉册乃命とその本地をうば三尊とし、少なくとも起源を南北朝以前に遡ることができる嫺尊信仰の存在がある。岩嶺寺は、伊弉册乃命とその本地阿弥陀如来、刀尾天神とその本地不動明王とし、刀尾天神は立山一帯の地主神と伝承され、立

山開山の由来を「刀尾天神の御告にて慈興上人の開基」と称している。

上記の事柄を要約すると、両寺共に「立山権現」を立山の神としているが、芦嶺寺はうば尊を、岩嶺寺は刀尾天神を信仰の中核に据えており、明らかに依拠する本地を異にしているということである。ここで、近世最初期の両寺に対する認識を、佐々成政・前田利家の寄進状からみることとする。

岩嶺寺については、

- ・天正 11 年（1583）の佐々成政の寄進状⁸¹⁾に「立山権現勤行無懈怠之旨、被申越之通承届候」、
- ・天正 16 年の前田利家の寄進状⁸²⁾に「岩倉村之内を以、立山権現江為新奇進百俵進之候」、
- ・岩嶺寺延命院へ宛てた玉泉院の書状⁸³⁾に「りゅうさんこんけん（立山権現）さまへ、御みとちやううなされ候て」

などから、岩嶺寺の立山寺は立山権現を祀る寺院であった。

一方、芦嶺寺については、

- ・天正 11 年の佐々成政の寄進状⁸⁴⁾に「蘆倉うは堂之儀被書落付て」、
- ・天正 12 年の佐々成政の寄進状⁸⁵⁾に「うば堂之威光承届候」、
- ・天正 16 年の前田利家の寄進状⁸⁶⁾に「当村之内を以、うば堂江為新奇進百俵進之候」、
- ・天正 18 年の前田五郎兵衛の安堵状⁸⁷⁾に「仍らうば堂之儀、御寄進之地ニ候」

などから、芦嶺寺の姥尊を祀る寺院であった。即ち、佐々成政・前田利家らの寄進は、岩嶺寺に対しては立山権現に、芦嶺寺に対してはうば尊に対してなされている。

かくして延宝年間という近世初期における両寺の由緒認識の違いは、その原因を本地の違いや中世以前の両寺の歴史に求めることができ、こうした認識の違い以後の両寺の拮抗・争論などを引き起こす背景事情を規定していくのである。

まとめ

江戸時代中期以降の岩嶺寺と芦嶺寺との争論は、「両嶺同格」を前提として、立山寺、立山権現の呼称権、「別当」の格式など権威及び廻国六十六部納経帳記帳の件に関する事などが論点であった。この論点の違いは、上記に述べた如く、江戸期以前の両嶺の歴史的系譜に求めることができる。すなわち、論点の派生する要因を大胆に推論すれば、岩嶺寺は荘園領的体質に、

また芦嶺寺は国衙領的体質に求めることができる。荘園的体質とは、荘園はいつの時代でも本家あるいは領家という土地所有者の都合のなかで存在し、権威を背景に庇護されるものである。また、国衙領的体質とは、地方支配者との、いふなれば、在地武士との支配関係のなかで存在し、権威ではなく相互利益を背景に庇護されるものである。

註

- 1) 『越中立山古記録』
第一巻115頁～121頁
- 2) 同第一巻55・56頁
- 3) 同第一巻64頁
- 4) 同第一巻57頁
- 5) 同第一巻58～60頁
- 6) 同第一巻60～63頁
- 7) 同第一巻134頁
- 8) 同第一巻69頁
- 9) 同第一巻2頁
- 10) 同第一巻2頁
- 11) 同第一巻1頁
- 12) 同第一巻3頁
- 13) 同第一巻96頁
- 14) 同第一巻73頁
- 15) 同第一巻4・5頁
- 16) 同第一巻75～79頁
- 17) 同第一巻81頁
- 18) 同第一巻99頁
- 19) 同第一巻96頁
- 20) 同第一巻152頁
- 21) 同第一巻215頁
- 22) 同第三巻153頁
- 23) 同第三巻162頁
- 24) 同第一巻98頁
- 25) 同第一巻82頁
- 26) 同第一巻98頁
- 27) 同第一巻218頁
- 28) 同第一巻99頁
- 29) 同第一巻59頁
- 30) 同第一巻58頁
- 31) 同第一巻15頁
- 32) 同第一巻90頁
- 33) 同第一巻91頁
- 34) 同第一巻57頁
- 35) 同第一巻137頁
- 36) 同第一巻141頁
- 37) 同第一巻143頁
- 38) 同第一巻143頁
- 39) 同第一巻147頁
- 40) 同第一巻144～147頁
- 41) 同第一巻130～134頁
- 42) 同第一巻152・153頁
- 43) 学習院大学所蔵の古写本で、鎌倉時代初期の写本とし、零本・定本に江戸時代の古典学者伴信友の校訂による十巻本である。
- 44) 木本秀樹「伊呂波字類抄十巻本収載・立山大菩薩釈文」（立山博物館『研究紀要』第3号）、高瀬重雄『古代山岳信仰の史的考察』の立山縁起の記述で考察している。
- 45) 『立山町史』上巻729頁
- 46) 『富山県史』史料編（Ⅱ）中世375頁
- 47) 『越中立山古文書』第一巻3頁
- 48) 同第一巻3頁
- 49) 『立山町史』668頁
- 50) 『越中立山古文書』第一巻3頁
- 51) 同第一巻8頁、永禄12年閏5月20日付の寺島職定の発給した文書の宛先に「葦嶺寺門前百姓中」とある。また、年次不明であるが、寺島職定の発給した文書の宛先に「葦嶺門前百姓中」とある。
- 52) 同第一巻1頁
- 53) 同第一巻3頁
- 54) 同第一巻6頁
- 55) 同第一巻7頁
- 56) 同第一巻9頁
- 57) 同第一巻12頁
- 58) 同第一巻13頁
- 59) 『富山県史』史料編（Ⅰ）古代371頁
- 60) 同史料編（Ⅰ）古代397頁
- 61) 高瀬重雄『古代山岳信仰の史的考察』241頁
- 62) 『越中立山古記録』第三巻151頁
- 63) 高瀬重雄『古代山岳信仰の史的考察』257頁
- 64) 『富山県史』史料編（Ⅱ）中世799頁
- 65) 同史料編（Ⅱ）中世377頁
- 66) 同史料編（Ⅱ）中世380頁
- 67) 『越中立山古文書』第一巻153頁
- 68) 同第一巻157頁
- 69) 『越中立山古記録』第三巻35・36頁
- 70) 『越中立山古文書』第一巻18頁
- 71) 同第一巻23頁
- 72) 同第一巻157頁
- 73) 同第一巻159頁
- 74) 同第一巻170頁
- 75) 同第一巻11頁
- 76) 同第一巻13頁
- 77) 同第一巻14頁
- 78) 同第一巻15頁